

令和5年度

愛知県高圧ガス移動防災講習会

資料

期	日	令和5年9月26日（火）
場	所	愛知県産業労働センター （ウインクあいち）大ホール 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号
主	催	愛知県 愛知県高圧ガス地域防災協議会



令和5年度愛知県高圧ガス移動防災講習会開催要領

1 趣旨

防災事業所を要とした高圧ガス移動防災体制の再認識とともに、高圧ガスの輸送中に発生する事故等の不測の事態に備えるため、高圧ガス関係者を対象とした移動防災講習会を開催し、災害の拡大防止のための知識・技術・技能の向上に資する。

2 主催

愛知県

愛知県高圧ガス地域防災協議会

3 開催日時

令和5年9月26日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

4 開催場所

愛知県産業労働センター（ウイंकあいち） 大ホール

名古屋市中村区名駅四丁目4番38号

5 内容

(1) 主催者あいさつ

(2) 防災事業所を要とした高圧ガス移動防災体制

講師 愛知県高圧ガス安全協会 宮地 義博 氏

(3) 引火爆発に関する安全講習

講師 東レ株式会社 安藤 新悟 氏

(4) LPガス容器積載車両の事故

愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室

愛知県高圧ガス移動防災講習会 (防災事業所を要とした高圧ガス移動防災)

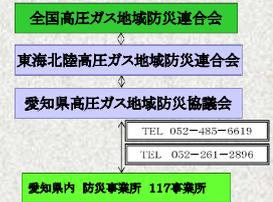
令和5年9月26日

愛知県高圧ガス地域防災協議会

愛知県高圧ガス地域防災協議会

1. 地域防災活動について
1971年(昭和46年)9月1日 高圧ガスの移動にかかる災害の発生及び拡大の防止を図るため、高圧ガス保安法(当時)は、高圧ガス取締法(一般高圧ガス保安規則及び液化石油ガス保安規則の一部)が改正されました。その目的を達成するための施策として、各県単位に高圧ガス地域防災協議会を設けられ、事故応援活動機関として防災事業所が指定されています。

- 高圧ガス災害相互援助
- 防災事業所 117事業所
※愛知県高圧ガス安全協会
※愛知県エルピー協会
- 移動防災訓練、隊員教育
- 防災資機材の配備



防災事業所の変遷

愛知県下に設立当初161事業所→現在 118事業所

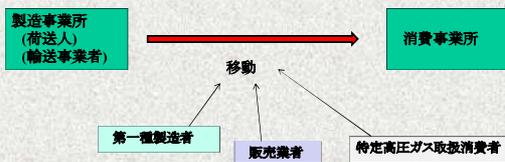
LP関係	100事業所	→現在 63事業所
酸素	60事業所	→現在 25事業所
塩素	5事業所	→現在 3事業所
アンモニア	5事業所	→現在 6事業所
特殊材料ガス	7事業所	→現在 5事業所

防災資機材の配備

消火器
空気呼吸器
工具等
接続金具
保護具
収納容器
除害等薬剤

十九、第十七号に掲げる高圧ガスを移動するときは、あらかじめ、当該高圧ガスの移動中充てん容器等が危険な状態となった場合又は当該充てん容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講ずること。

- イ 荷送人へ确实に連絡するための措置
- ロ 事故等が発生した際に共同して対応するための組織又は荷送人若しくは移動経路の近辺に所在する第一種製造者、販売業者その他高圧ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置
- ハ その他災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置



LPガスタンクローリー西宮事故とは？

発災日: 1965(昭和40)年10月26日
場所: 兵庫県西宮市の第二阪神国道
事故の概要:



- ◆前日の午後7時頃、神戸市灘区の車庫を出発し、午前0時頃、和歌山県有田市の燃料工場に到着。ここでLPガス3トン積み込み、0時50分帰途についた。
- ◆午前3時すぎ、時速60kmで走行中、居眠り運転をしていたため、右側から黒い乗用車が前を横切ろうとしたことに気づき、左にハンドルを切ったが、左側に軽四輪車が同方向に走っていたため損傷して再び急に右にハンドルを切ったことで車は安定を失い、横転したまま路上を滑って横断陸橋の支柱に激突!
- ◆激突の衝撃で安全弁と液面計が破損しLPガスが漏洩し5分後には、ほぼすべてのLPガスが漏れ、約200m先まで拡がり着火・火災となる。
- ◆この事故により、死者5名、重軽傷者26名、家屋焼失31棟

(KKK事故資料より引用)

水素トレーラー事故



事故例2

水素トレーラーの横転

- 発生日月日 平成12年6月12日 午前5時30分頃
- 発生場所 神戸市兵庫区西出町 阪神高速道路神戸線
- 被害状況 死亡1名 トラクタ大破、トレーラー横転
- 発生状況 水素トレーラー輸送時に阪神高速道路の側壁及び中央分離帯に接触し、横転した。水素ボンベは損傷はなかったが、固定帯が緩んだ。

※ 高圧ガス輸送車横転、移動不可

移充填処理に必要なローダーの数



事故例3

トリクロロシラン・トレーラーの横転

1. 発生日月 平成13年1月24日
2. 発生場所 石川県加賀市熊坂町 国道8号線
3. 被害状況 ローラーが管道でスリップし横転した。
※付近住民320人が避難。
4. 発生状況 トリクロロシラン(9,800L)移送中流出し引火した。
※住民18人が喉や目に痛みを訴えた。
5. トリクロロシランとは？



ポンベ移動中に発生した事故事例

<2006年11月15日の新聞報道より>

神奈川県横浜市栄区にある建設機材リース会社社員の男性(31)が、高圧ガスポンベ3本を積んだ車を運転していて交通トラブルを起こした末、傷害容疑で現行犯逮捕。

調べによると、高圧ガスポンベを運搬する際に十分な安全措置をとらなかったとして同社を自宅捜索する。

高圧ガスポンベはライトバンの後部荷台に3本、無造作に積み重ねていた。高圧ガス保安法令では、ロープなどで荷台に固定するなどの事故防止措置が必要とされている。

タンクローリーの事故事例

■東名高速 横浜町田IC
2007年5月1日午前5時20分頃 発生

東名高速道路の横浜町田ICの料金所付近で、高速道路に入ろうとしていたタンクローリーが横転し、運転手(42)は右胸切断による出血多量のため搬送先の病院で死亡した。

タンクローリーには液化石油ガスが11キロリットル積み重ねられていたが、ガス漏れはなかった。

現場は横浜方面から料金所に向かう途中の急な左カーブ。(R30?)

(朝日新聞・ANNnews)

液化石油ガスローリーの転落事故

発生日時:平成25年10月15日

6時50分頃

場所:愛知県豊田市大野瀬町

国道153号

発生状況:液化石油ガス

タンクローリー転落事故

タンクローリーが走行中誤って国道架橋から転落する事故が発生しました。

- ※警察署
- ※消防署
- ※国道事務所
- ※県高圧ガス担当
- ※地域防災協議会
- ※防災事業所(防災要員)
- ※発災事業者(輸送事業者)
- ※荷送事業者



資料

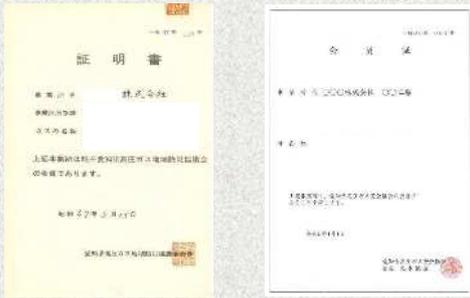
防災事業所を要とした高圧ガス移動防災体制

- ①輸送安全対策マニュアル(H25版)
- ②高圧ガス移動防災活動必携
 - ・愛知県高圧ガス地域防災協議会規約
 - ・高圧ガス地域防災協議会応援要員に対する障害保険制度の概要
- ③愛知県高圧ガス防災活動実施要領規範
 - ・指定防災事業所一覧(一般ガス)(LPガス)

- ①輸送安全対策マニュアル
- ②高圧ガス移動防災活動必携



高圧ガス地域防災協議会会員証(例)
※愛知県LPガス協会、安全協会の会員 = 協議会会員となります。



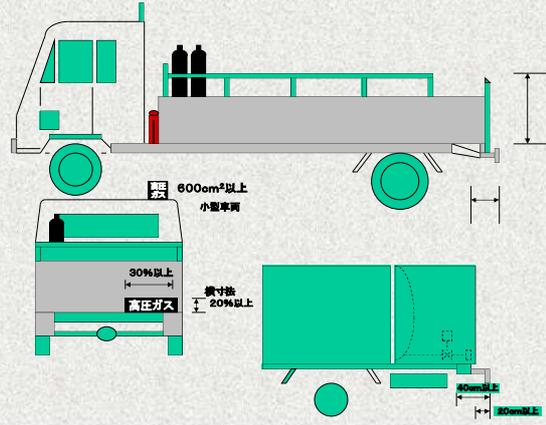
高圧ガス防災協議会腕章



ヘルメット: 古くなった場合は各事業所のものを使用してください。

移動時立入検査

- イエローカードを携行していますか。
運転免許証と高圧ガス製造責任者免状又は移動監視者講習修了証をお持ちですか。
- 移動の技術上の基準に適合しているか。
愛知県高圧ガス地域防災協議会の会員証をお持ちですか。
ガス別の防災事業所を御存知ですか。



可燃性ガス、酸素ローリー-携行資材

消火設備	消火器の種類	備付け個数
可燃性ガス	粉末消火器 B-10以上	車両左右に1個以上
酸素	粉末消火器 B-8以上	車両左右に1個以上

資材及び工具	仕様	備考
赤旗		
赤色合図灯、懐中電灯	車両備付けが良い	
メガホン		
ロープ	15m以上、2本以上	
漏洩検知剤		
車輪止め	2個以上	
容器用ハンドル	容器	
スパナ	容器	
革手袋		

毒性ガス携行資材

保護具	仕様	備考
防毒マスク	隔離式防毒マスク	空気呼吸器携行時は除く
空気呼吸器	圧縮空気放出肺方式	防毒マスク携行時は除く
保護衣	ビニール引き布製	圧縮ガスの場合を除く
保護手袋	ゴム又はビニール製	圧縮ガスの場合を除く
保護靴	ゴム製長靴	圧縮ガスの場合を除く

資材及び工具	仕様	備考
赤旗		
赤色合図灯又は懐中電灯	車両備付けが良い	
メガホン又は器具携帯用拡声器		
ロープ	15m以上、2本以上	
布製引き布(毛布等)		
バケツ		
遊剤検知剤		
消火器	石炭水又はガスに応じた1の粉末消火器B-6 1個以上	10%安水、5%塩酸
消石灰	40kg以上	
容器用ハンドル	容器	
スパナ	容器	
革手袋		
防災キャブ	容器	

イエローカード例

火災ですか、救急ですか?

会社・付近の通行者へ被害等告知へご連絡
119番・110番

事故発生状況
発生場所
事故発生事業所
通報者氏名

火災、救急、漏洩
名古屋駅前中小企業センター
安全運送(株)・大山翔平です。

災害の発生状況

火災・爆発・中毒・漏洩
怪我人有り・無し
災害の拡大予想

令和五年通報訓練結果

通報訓練実施日 令和5年8月26日～9月7日

通報訓練参加事業所数 47事業所

通報内容

訓練想定の高圧ガス事故の場所・時刻・内容・現状など

平均所要時間

※電話に出るまでの待機時間、連絡終了までの時間

ガス種(全8種)	電話に出るまで	連絡終了まで
(例)酸素 16事業所	18秒	132秒
水素 5事業所	3秒	134秒

装備品の推移と変遷

地域防災協議会の支給装備品の老朽化
防護服のアスベスト問題
定期点検と装備品の更新予算

装備品の防災事業所への移管 平成22年に移管

消防当局の装備品増強の経緯

1995年(平成7年)3月20日⇒同時多発テロ

地下鉄サリン事件

正式名称 地下鉄駅構内毒物使用多数殺人事件

英国名 Tokyo Sarin Attack

丸ノ内線・千代田線・日比谷線

無差別に化学兵器使用

消防行政の対応

東海盛様より

特殊災害に備えて！

NBC災害とは？

N災害：核物質 (Nuclear) ・放射線物質 (Radiological)
核原料物質又は核燃料物質等の放射性同位元素 (RI) です。
放射線 (α線, β線, γ線) の放出、又は恐れのある災害を
想定しています。

B災害：生物剤 (Biological)
微生物若しくは毒素の発散、又はその恐れがある事故により
生ずる災害です。
微生物 (細菌, ウイルス, リケッチャ, 真菌)
毒素 (ボツリヌス菌毒素)

C災害：化学剤 (Chemical)
毒性化学物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散
又はその恐れがある事故により生ずる災害です。
有毒化学剤 (神経剤, びらん剤, 窒息剤, 血液剤)
無機化学剤 (くしゃみ剤, 催涙剤, 錯乱剤)

特殊災害部隊・毒劇物等対応隊の配備

自治体名	名古屋市	豊橋市	岡崎市	瀬戸市	豊田市	海部東部
対応種別	NBC 1隊 BC 1隊	BC 1隊				
陽圧型 化学防護服	○	○	○	○	○	○
携帯型生物 剤検知器	○					
生物剤捕集器	○					
生物剤検知紙	○	○	○	○	○	○
有毒ガス検知管	○	○	○	○	○	○
化学剤検知紙	○	○	○	○	○	○
携帯型化学 剤検知機	○					
除染シャワー	○	○	○	○	○	○
中和剤配布器	○	○	○	○	○	○

東海盛様より



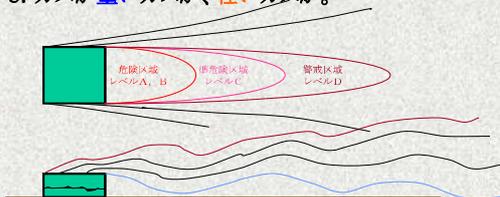
東海盛様より

BC災害時の消火活動

1. 危険区域内の要救助者の救助
2. 消火活動
3. 付近住民の安全確保
(検知活動、危険区域の再評価等)
4. 要救助者等、活動隊員、使用資器材の除染
5. 危険排除活動
(拡散防止、中和、建物封鎖等)
6. 多数要救助者のトリアージ及び搬送

滞留と風向き

- ・ 風向と風力 (風速)
 - a. 風の向きで拡散方向に注意する。
 - b. 風速で滞留範囲を推測する。
 - c. ガスが重いガスか、軽いガスか。



可燃性ガス⇒火気厳禁 毒性ガス⇒避難, 立入禁止

危険区域の選別

可燃性ガス	毒性ガス		
	程度 許容濃度	塩素 Cl ₂ 0.5ppm (1)	一酸化炭素 CO 25ppm(50)
警戒区域D 爆発下限界×1/2	軽いつき 警戒区域D 2～5ppm	せき, クシャミ	頭痛 200～300ppm
危険区域C 爆発下限界	やや重い 危険区域C 5～30ppm	呼吸困難, 胸痛	めまい・はきけ 400～600ppm
危険区域AB 爆ごう範囲	重いつき 危険区域B 30～60ppm	意識不明	仮死・呼吸困難 700～5,000ppm
	死亡 危険区域A 1,000ppm		5,000～10,000ppm 2分～5分

可燃性ガス⇒火気厳禁 毒性ガス⇒避難, 立入禁止

毒性ガスの許容濃度

	許容量(ppm)		主な急性毒性
	TLV-TWA	STEL/C	
塩素	0.5	1	肺炎、肺水腫、化学火傷
アンモニア	25	35	肺炎、肺水腫、皮膚粘膜腐食
シアン化水素 (皮)		4.7	内呼吸障害
一酸化炭素	25		酸素欠乏、中枢神経障害
アルシン	0.003		遅発性溶血、腎障害
シラン	5		(腎障害)
ジボラン	0.1		肺炎、肺水腫
ホスゲン	0.1		遅発性肺炎、肺水腫
ホスフィン	0.3	1	肺炎、肺水腫、中枢神経障害
ゲルマン	0.2		溶血

爆発による爆風圧の影響

	爆風圧	爆風圧の影響
木造建屋	8~10kPa 20~40kPa 60~70kPa	窓ガラスが破損。 窓枠や雨戸が破損する。 小屋組がゆるみ、柱が折れる。
人体	0.05~0.1MPa 0.3~0.5MPa	傷害を受けることがある。 死亡することがある。

※ 痛いと感じる爆風圧 0.2MPa位

※ 吹き戻しがある場合がある。

毒性ガスと除害剤

毒性ガス名	除害剤
塩素	苛性ソーダ水溶液、炭酸ソーダ水溶液、消石灰
ホスゲン	苛性ソーダ水溶液、消石灰
硫化水素	苛性ソーダ水溶液、炭酸ソーダ水溶液
シアン化水素	苛性ソーダ水溶液
亜硫酸ガス	苛性ソーダ水溶液、炭酸ソーダ水溶液
アンモニア	大量の水
酸化エチレン	大量の水
クロルメチル	大量の水

※大量の水を使用する場合に処理水の取扱いに注意すること。

主な除害剤

消石灰：水酸化カルシウム $[Ca(OH)_2]$ の慣用名。
生石灰 (CaO) を消和して得られることからこの名がついた。

水溶液を『石灰水』と呼ぶ。

石灰水は、消石灰を飽和以上に水と混ぜ、かゆ状のサスペンションとしたもの。消毒用

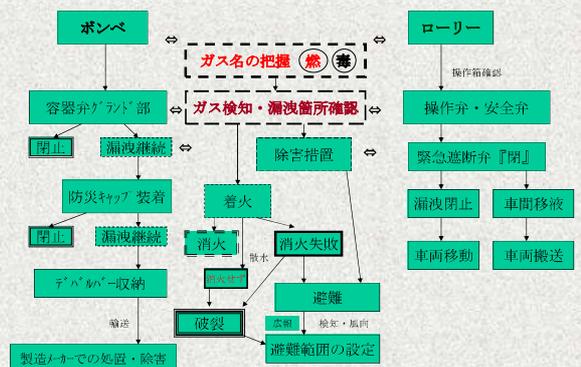
ソーダ灰：無水炭酸ナトリウム (Na_2CO_3) の工業薬品名。

ソーダ石灰：生石灰を水酸化ナトリウムの濃厚溶液に浸し、加熱してつくった白色粒状の固形物質。
強い塩基で、二酸化炭素、水の吸収剤として用いられる。

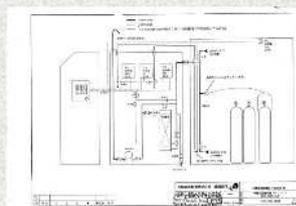
特殊材料ガスの移動時携行除害剤

除害剤	消石灰	ソーダ灰	過マンガン酸鉀	塩化第二鉄
SiH ₄	○	○	○	○
SiH ₂ Cl ₂		○	○	○
SiHCl ₃		○	○	○
SiCl ₄	○	○	○	○
SiF ₄	○	○	○	○
SiF ₂ Cl ₂		○	○	○
AsH ₃	○	○	○	○
AsCl ₃	○	○	○	○
PH ₃			○	○
PCl ₃	○		○	○
PF ₃	○		○	○
BaH ₂	○		○	○
H ₂ Se			○	○
GeH ₄			○	○
SbH ₃	○		○	○

高圧ガス漏洩時の対応



特殊ガス搬送車



特殊材料ガス容器収納高

御聴講ありがとうございました

LPガス容器積載車両の事故について

講師：愛知県 防災安全局 防災部
消防保安課 高圧ガスグループ

1. 事故の概要
2. 事故の詳細
3. 事故後の対応（行政及び団体）
4. 事故車両のLPガス容器積載状況
5. 移動の基準
6. その後の対応



1

1. 事故の概要



2

1. 事故の概要

R4.9.28	<p>【概要】 LPガス容器を輸送中、前方の車との衝突を避けるため急ブレーキをかけたところ荷崩れを起こし、転倒した容器からLPガスが漏えいし、容器が路上に転落散乱した。その後漏えいしたガスに着火し、容器の破裂を伴う爆発が発生し炎上した。</p> <p>【被害】 当該車両の前方2台の車両に乗車していた1名が死亡し、2名が負傷した。</p>
---------	---



3

2. 事故の詳細



4

2. 事故の詳細

○発生日時：令和4年9月28日（水）午前5時40分頃

○発災場所：東名高速道路 豊田JCT Aランプ



5

2. 事故の詳細

○輸送状況

・運送会社が名古屋方面から静岡方面に向けて、納品を目的として、10tトラックにLPガス容器を積載して輸送。

○輸送中のLPガス容器の内訳

- ・50kgの充填容器55本（LPガス満タン）
- ・容器再検査後で空（真空）の容器60本（30kg、20kg、15kg、10kg容器）



6

2. 事故の詳細

○事故経過

- ・豊田JCTのAランプで、前方が渋滞のためブレーキ。
- ・積み荷の容器が荷崩れを起こす。
- ・荷台において転倒した容器から、LPガスが漏えい。
- ・荷台あおり板（側板）が外れ、容器が路上に転落・散乱。
- ・容器は車両前方に向けて転落。
- ・落下後漏えいしたLPガスに何らかの原因で着火、火災が発生、容器の破裂を伴う爆発も発生、大きく炎上。



7

2. 事故の詳細

○被害状況

- (1) 物的被害
 - ・車両3台全焼（10tトラック及び前方2台の車両）
- (2) 人的被害
 - ・死者1名、負傷者2名（中傷等1名、軽傷1名）



8

3. 事故後の対応（行政及び団体）

3. 事故後の対応（行政及び団体）

- 9月28日：事故発生
- 9月29日：事業所への立入調査
(中部近畿産業保安監督部、高圧ガス保安協会、県産業保安室)
- 9月29日：県警が運転手を過失運転致死傷容疑で逮捕
- 9月30日：事故車両調査
(中部近畿産業保安監督部、高圧ガス保安協会、県警、県産業保安室)



3. 事故後の対応（行政及び団体）

○10月4日：県から県内関係団体あて注意喚起文書を出
法令遵守等及び安全対策の徹底についての
周知を依頼

○10月6日：上記について、県HPに掲載

高圧ガス充填容器等積載車両の移動に係る安全対策の徹底について（注意喚起）

先般9月28日付、東海近畿産業保安監督部から中部近畿産業保安監督部へ送られた事故報告書によると、高圧ガス充填容器等積載車両の移動中に、高圧ガス充填容器が落下し、乗員が死亡する事故が発生しました。

高圧ガス充填容器等積載車両の移動中は、高圧ガス充填容器が落下し、乗員が死亡する事故が発生する可能性があります。

高圧ガス充填容器等積載車両の移動に係る安全対策を徹底し、安全確保を図っていただきますようお願いいたします。

【添付：高圧ガス充填容器等積載車両の移動に係る安全対策の徹底について（注意喚起）】

3. 事故後の対応（行政及び団体）

○10月5、6日：県周知文書について、団体HPに掲載

愛知県 愛知県LPガス協会 2022/10/6
添付文書【注意喚起】高圧ガス充填容器等積載車両の移動に係る安全対策の徹底について（注意喚起）

愛知県熱高圧ガス安全協会 2022/10/05
愛知県熱高圧ガス安全協会の皆さまへ送られた愛知県熱高圧ガス安全協会文書（4）
添付文書1.2.2.0号

3. 事故後の対応（行政及び団体）

○10月14日：経済産業省HPにも掲載

高圧ガス容器の移動中の事故防止について（注意喚起）

本件の概要

2022年10月14日
経済産業省

先般9月28日（日）、中部近畿産業保安監督部から送られた事故報告書によると、高圧ガス充填容器等積載車両の移動中に、高圧ガス充填容器が落下し、乗員が死亡する事故が発生しました。

高圧ガス充填容器等積載車両の移動中は、高圧ガス充填容器が落下し、乗員が死亡する事故が発生する可能性があります。

高圧ガス充填容器等積載車両の移動に係る安全対策を徹底し、安全確保を図っていただきますようお願いいたします。

3. 事故後の対応（行政及び団体）

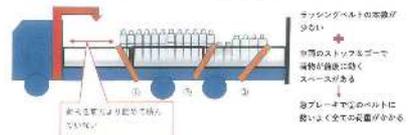
○10月19日：移動防災訓練の実施
訓練内容を一部見直し、事故に関連する
安全対策についての訓練も実施



4. 事故車両のLPガス容器積載状況

4. 事故車両のLPガス容器積載状況

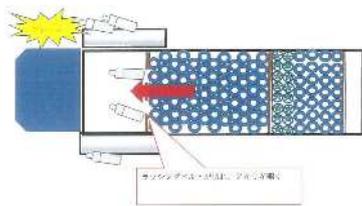
- キャップ…充填容器すべてに装着
- 荷台の前方…2～3m空けて積載。
- 容器の固定…ラッシングベルトで3か所（前方、中間、後方）
- イメージ図



4. 事故車両のLPガス容器積載状況

○上方より荷崩れの様子

○イメージ図



17

5. 移動の基準（法令）

○高圧ガス保安法第23条

（高圧ガスの移動に係る技術上の基準の遵守）

高圧ガスを移動するには、その容器について、**経済産業省令**で定める保安上必要な措置を講じなければならない。

○一般高圧ガス保安規則第50条第1項第5号

○液化石油ガス保安規則第49条第1項第4号

充填容器等の**転落、転倒等による衝撃**及びバルブの**損傷を防止する措置**を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。



19

5. 移動の基準（例示基準②）

次のいずれかの措置を講じた場合は、この限りではない。

イ. 充填容器等を**ロープ等により緊縛**した場合であって、車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上の**バンパ（SS400）**を設けた場合

ロ. 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの**2/3以上**となる場合であって、木枠、角材等を使用して充填容器等を**確実に固定**することができ、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面との**水平距離が約30cm以上**である場合



21

5. 移動の基準

事故車両を移動の基準に照らすと…

例示基準に適合していないため、法令違反！

○高圧ガス保安法第23条

（高圧ガスの移動に係る技術上の基準の遵守）

○液化石油ガス保安規則第49条第1項第4号

○液石則例示基準55



23

5. 移動の基準

5. 移動の基準



18

5. 移動の基準（例示基準①）

○一般則例示基準76

○液石則例示基準55

充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）

【抜粋】

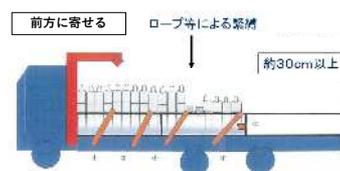
充填容器等は、車両の荷台の前方に寄せ、ロープ、ワイアロープ、荷締め器、ネット等（以下「ロープ等」という。）を使用して**確実に緊縛**し、かつ、当該充填容器等の後面の**車両の後バンパの後面**（後バンパのない場合には車両の後面とする。以下同じ。）との間に**約30cm以上の水平距離**を保持するように積載すること。



20

5. 移動の基準

○転落転倒等防止措置：イメージ図



22

6. その後の対応

6. その後の対応



24

6. その後の対応

行政指導

- 4月18日：改善指示書の交付
- 4月28日：改善計画書の受領
- 5月10日：改善結果報告書の受領
- 5月25日：改善結果の立入調査



25

6. その後の対応

○事故を踏まえた例示基準の見直し

令和5年3月24日

経済産業省 高圧ガス小委員会 資料7

充填容器等の転落、転倒等を防止する措置の改正（案）

- ・ 木枠、止め木、歯止めのように具体的により詳細に。
- ・ 「確実に緊縛し」→「荷台に固縛し」とより強い表現に。
- ・ 備考についても、具体的に細かく記載。

「緩みが生じないように確実に行わなければならない、大小の充填容器等を混載する場合にあっては、～小型のものが抜けて飛び出さないように注意が必要である。」



27

6. その後の対応

- 6月22日：運転手及び事業所を
高圧ガス保安法違反により送致
検察の捜査が続く



26

最後に「高圧ガス保安法の目的」

- (1) **高圧ガスによる災害を防止するため**、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、
- (2) 民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって**公共の安全を確保すること。**



28